

鎌ヶ谷市立第二中学校部活動ガイドライン

令和7年4月



目次

1	ガイドラインの趣旨【鎌ケ谷市教育委員会より】	2
2	基本的な考え【鎌ケ谷市教育委員会より】	
	(1) 部活動とは	3
	(2) 部活動の位置づけ	3
	(3) 部活動の意義	4
3	部活動の在り方に関する方針	
	(1) 方針の策定	5
	(2) 練習について	5
	(3) 各種大会・コンクールの参加について	6
4	学校及び顧問の役割【鎌ケ谷市教育委員会より】	
	(1) 活動方針の策定及び活動計画の作成	8
	(2) 運営上の留意事項	8
	(3) 地域・保護者との連携	10
	(4) 事故の防止	11
5	提出する資料	12

～

1 ガイドラインの趣旨（鎌ケ谷市教育委員会より）

児童生徒が部活動を通して、基本的な生活習慣を身につけたり、運動や文化、芸術活動を通して生涯にわたる自己実現の基礎を身につけたりすることは、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む上で重要なことです。部活動は、多くの児童生徒の心身における成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしてきました。

しかし、昨今の社会情勢のめまぐるしい変化により、学習指導、生徒指導等学校の抱える諸課題が複雑化・多様化し教員に集中する中、従来の固定化された献身的教育像を前提とした学校業務の在り方では、質の高い学校教育を維持発展させることが困難となっています。また、児童生徒は、社会の変化とともに多岐にわたって学習や体験活動を行うことも増え、多くの経験ができる一方で負担も増加しています。少子化に伴う児童生徒や教員の減少等もあり、部活動を取り巻く環境は複雑化しています。

平成30年3月には、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。また、平成30年6月には、千葉県教育振興部体育課が「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を策定しました。さらに、平成30年12月には、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。これらのガイドラインにおいて、学校の設置者はスポーツ庁及び県のガイドラインに則り、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定するよう示しており、鎌ケ谷市教育委員会として、運動部及び文化部の活動方針を策定することとしました。

各学校においては、従前行われてきた指導方法や練習方法を容易に継承するのではなく、部活動に対する意識を改革し、練習方法の在り方や休息の取り方等、多方面から検証することが必要であり、短時間で効果の得られる合理的かつ効率・効果的な指導の実施が求められています。

鎌ケ谷市は、生涯を通して市民一人一人がスポーツに親しみ、心のふれあう人間性豊かな街を築くため、「生涯スポーツ都市宣言」をしています。部活動をより効果的に実施することにより、鎌ケ谷市の児童生徒の人間性を豊かにし、生涯にわたって運動や文化活動を豊かに実現するための資質や能力を育むことが大切です。

鎌ケ谷市教育委員会は、社会的状況や地域の実情を鑑み、児童生徒がなお一層心身のバランスのとれた成長と豊かな学校生活が実現できるよう考慮し、スポーツ庁や文化庁、千葉県のガイドラインを元にここに「鎌ケ谷市部活動ガイドライン」を策定いたします。

2 基本的な考え

(1) 部活動とは

学校における部活動は、教育活動の一環として行われ、スポーツや文化、芸術活動に興味・関心をもつ児童生徒が、指導者（顧問）のもと、自主的に組織され、より高い水準の知識、技術や記録を追求する中で、活動そのものの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するものである。

(2) 部活動の位置づけ

学校の教育活動は、学習指導要領に示された「教育課程」と呼ばれる内容と、学校が計画する「教育課程外」の内容で構成されている。

部活動は、「教育課程外」に学校が計画し実施する教育活動である。

部活動は、校務分掌に位置づけられている者が行う。

学校の教育活動	
教育課程	教育課程外
学習指導要領に基づく領域	学校が計画する領域
各教科、総合的な学習の時間 特別活動	放課後の課外活動 休み時間、登下校等

学校の管理下

平成29年3月に告示された中学校学習指導要領総則において、「生きる力」を育む観点から、生徒の責任感や連帯感を育む部活動について、学校の教育活動の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すべき旨が規定されている。

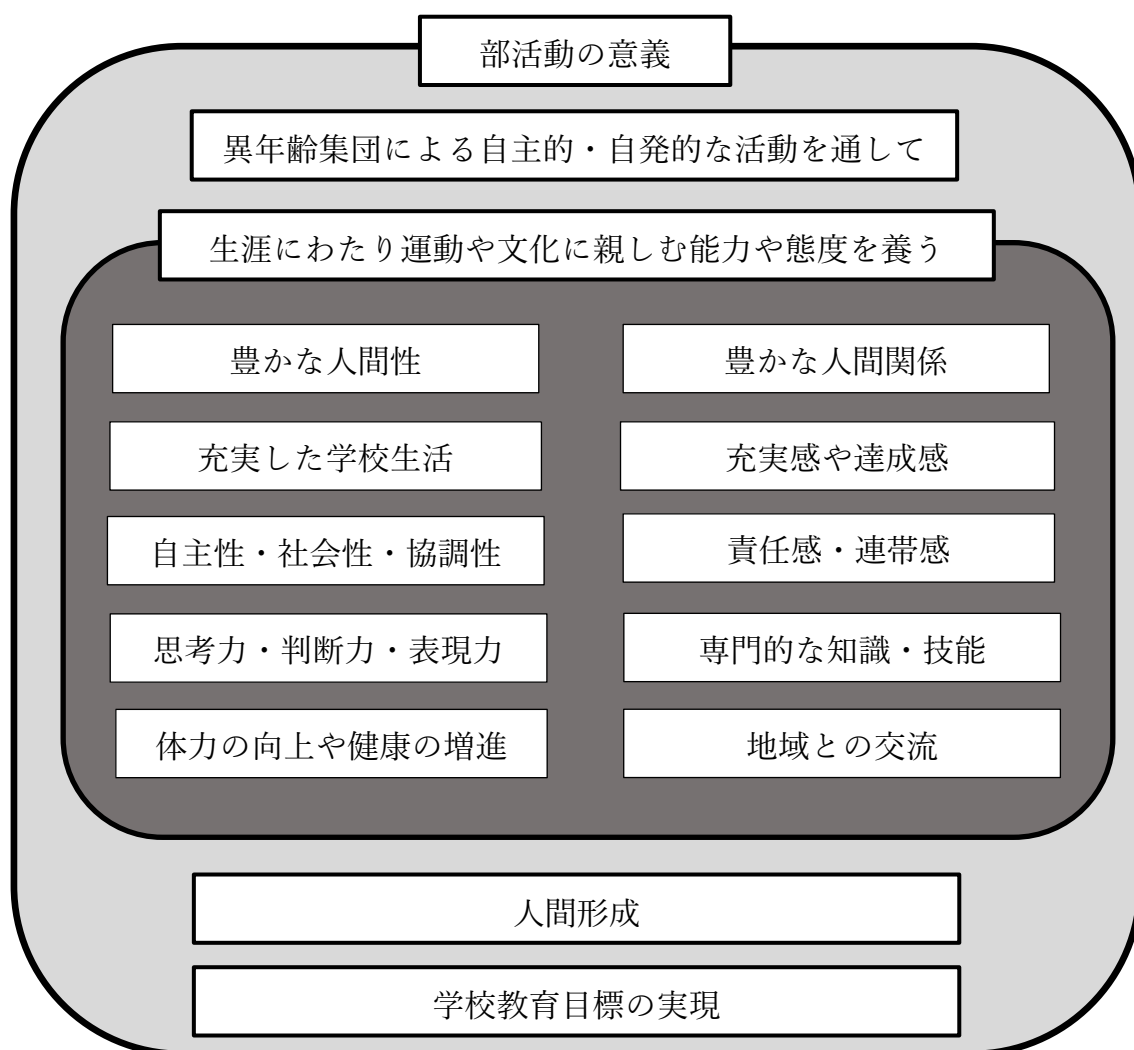
【中学校学習指導要領第1章総則第5の1】

ウ 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携等の運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(3) 部活動の意義

部活動は、学級や学年を超えて同好の児童生徒が自主的、自発的に集い、個人や集団としての目的や目標に基づいて切磋琢磨することを通じて、人間形成における重要な役割を果たすなど、様々な教育的意義が考えられる。

- スポーツや文化、芸術活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する資質や能力を育てる。
- 体力や技術の向上、健康の増進につながる。
- 教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、部活動の成果を学校の教育活動全体で活かす機会となる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。



3 部活動の在り方に関する方針

(1) 方針の策定

校長は、鎌ヶ谷市のガイドラインに則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」に則り、各部活動の活動計画等を作成する。これらはともに公表する。また「学校の部活動に係る活動方針」については、毎年度見直しをする。

(2) 練習について

練習等については、大会や練習試合も含め、校長の承認のもと、計画的に行うこととする。

○活動時間及び休養日の設定

- ・生徒が安全に下校できるように、日没等を考慮した完全下校時刻を設定し練習時間を決定する。
- ・定期テスト等の直前における練習試合は控える。ただし、大会やコンクール等の日程に伴い、実施が必要な場合は、保護者の了承を得た上で実施する。

【平日の活動について】

- 1、平日の練習時間は、長くとも2時間程度とする。
※準備や片付けの時間は含まない
※朝練習を実施 → 午後練習は1時間半（朝練習は30分扱い）
- 2、学期中は、平日に1日は休養日を設けることを基準とする。

【休日の活動について】

- 1、土曜日や日曜日等、休日の練習時間は長くとも3時間程度の練習とする。
ただし、練習試合は除く。
- 2、原則土曜日、日曜日のいずれかに休養日を設ける。ただし、総合体育大会及び県コンクール等の参加に向けての練習や当日は除く。
- 3、大会・コンクール・地域行事等の参加のために土曜日、日曜日等の休日に連続して活動を実施する場合には、通常の平日の休養日の他に代わりとなる休養日を設ける。その週に祝日がある場合は、それに代えても良い。
ただし、大会直前等でその週にとれない場合は、校長の承認によって他の週に休養日を設けることができる。

【祝日の活動について】

- 1、祝日は、原則休養日とする。地域行事または大会等で部活動を実施しなければならない場合は、土曜日や日曜日にその代わりとなる休養日を設ける。
- 2、祝日がある場合は、直近の土曜日、日曜日を連続して部活動を実施してもよい。ただし、1週間の中で祝日を合わせて最低2日以上の休養日を設けることとする。
- 3、土日と続く祝日においては、各部活動の様々な実態を考慮し、祝日に活動を実施してもよい。ただし、1週間の中で土日祝日を合わせて最低2日以上の休養日を設けることとする。

【その他】

- 1、長期休業中の練習については、3時間程度とし、週2日以上の休養日を設ける。
- 2、機械警備期間（8月・年末年始）に部活動は実施しない。ただし、関東大会や全国大会等に出場するにあたり練習が必要な場合は、校長の承認により練習を行うことができる。その場合は、長期休業中に休養日を設ける。

（3）各種大会・コンクール・練習試合・地域行事等の参加について

- 1、児童生徒の発達段階から、大会やコンクール、練習試合、地域行事等に参加する回数について配慮する。また、保護者の経済的負担や休日の家族の予定なども考慮して、計画的に参加させる。
- 2、実施日、場所、時間、引率方法、引率者、交通手段等について、文書等で事前に校長の承認を得る。校長が承認していないものについては、各種大会・コンクール・練習試合・地域行事等に参加することができない。
- 3、大会やコンクール、練習試合、地域行事等の参加については、月の活動計画に位置づける。
- 4、大会やコンクール、練習試合、地域行事等に参加に要する活動日数に対して、必要な休養日を設ける。
- 5、交通手段については、原則として公共の交通機関を利用する。

4 学校及び顧問の役割(鎌ヶ谷市教育委員会より)

活動方針の策定については、学校の教育目標を踏まえた上で、児童生徒が生涯にわたってスポーツや文化、芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じバランスのとれた心身の成長を促すことに十分留意することが必要である。

大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないようにすること、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むためのバランスの取れた運営と指導をすることなどが大切である。

(1) 活動方針の策定及び活動計画の作成

校長は、本ガイドラインに則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

活動方針を作成するにあたり、職員会議等において、全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有化し、学級担任と顧問や指導者、顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組むことが大切である。

顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会等の参加日等）を作成し、校長に提出する。

校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び各部活動の活動計画等を公表する。「学校の部活動に係る活動方針」については、毎年度見直しをする。

(2) 運営上の留意事項

ア 組織的運営

部活動を学校教育全体の中で位置づけ、学校内外で連携を図りながら組織的に運営していくことが重要である。部活動は、生徒指導上の諸課題を改善したり、特色ある学校づくりの一環として大きな効果をもたらしたり、教育的効果は大きい。

部活動は、単に児童生徒の自主的な活動による資質向上と生涯にわたってスポーツや文化、芸術活動に親しむ基礎を養うだけでなく、学校の教育目標の実現に向けても効果が期待されるものである。児童生徒の人間形成の場として、学校運営上の重要な柱と位置づけ、学校全体で組織的に運営していくことが大切である。

イ 教育的配慮

部活動は、児童生徒が対象であることを考え、生活のバランスや児童生徒の健やかな成長に向けての教育的配慮が大切である。

顧問は、児童生徒自らが意欲をもって取り組むことができるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が必要である。児童生徒が自己肯定感を高め、自信をもてるような指導が求められる。

過度な勝利至上主義的な指導や過度な練習は、成果が期待できなくなるばかりか、様々な生活への悪影響も懸念される。

顧問の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要である。活動目標によっては、生徒に大きな肉体的負荷を課したり、精神的負荷を与えたりする練習が想定されるが、生徒の疲労状況や精神状況をしっかりと把握することも重要である。また、部活動のキャプテン等、一人の児童生徒に過剰な負担がかからないように配慮することも必要である。

ウ いじめの防止

部活動は複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、目的や技能が様々であることなどの特色をもっている。

そのため、顧問が児童生徒同士の人間関係をしっかりと把握し、指導していくことが必要である。また、児童生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権意識の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為等の発生の防止を含めた適切な集団づくりが求められる。

部活動においても、「いじめは、決して行ってはならない」という強い認識のもと、学級担任や養護教諭等との連携を含め、様々な角度から児童生徒の姿を把握することが必要である。

また、日頃から児童生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整え、組織で早期発見、早期対応に対応できるように体制を整えておくことが必要である。

エ 部活動顧問の役割

部活動は、児童生徒、地域、保護者との信頼関係のもとに成り立っている。その部活動がよりよく運営できるようにするためには、顧問による適切な指導・適切な助言が重要な役割を果たしている。そのためには、過度

な負担にならないよう顧問の自己研鑽に努めることも必要である。

顧問として、専門外の部活動を担当する場合も考えられる。指導に関する疑問点等については、研修会や他校の同種目を指導している職員と連携を強め、外部指導者や今後整備される予定の部活動指導員の協力などを仰ぎながら解決していくことも有効である。また、学校として指導者のできる範囲で複数配置することで、顧問の負担を軽減するとともに、生徒指導上の諸問題、保護者対応、緊急対応など様々な場面で対応することができる。

(3) 地域・保護者との連携

ア 地域・保護者への情報提供

部活動を充実させるためには、地域・保護者の理解や協力は不可欠である。地域・保護者に部活動の運営に関して正しく理解してもらうことは、非常に重要である。そのためにも、保護者の願いや意見をしっかりと受け止めるとともに、適切に情報提供をしていくことが大切である。信頼関係構築のためにも、活動計画はもちろんのこと、年度当初の保護者会だけでなく、機会をとらえて部活動参観や保護者会、部活動通信等を活用して、地域・保護者の意見を聞いたり顧問の考えを伝えたりする機会を設けるなどし、地域・保護者の理解を得ることは重要である。この意思疎通が地域・保護者の部活動に対する応援にもつながり、指導の効果を一層高めることにもなる。

イ 保護者負担の軽減

部活動については、保護者の経済的な負担への配慮も欠かしてはならない。特に、経済的な理由で児童生徒が制約を受けることがないように、学校は最大限の配慮をしていく必要がある。

ウ 外部指導者・部活動指導員との連携

専門的な指導ができる外部指導者や今後整備される予定の部活動指導員に協力を依頼することは、児童生徒、保護者の期待に応えるとともに、顧問の負担軽減にもつながり有効である。保護者や関係団体等との連携を図りながら部活動を活性化させるとともに、外部指導者や部活動指導員の積極的な活用等を通じて、地域に信頼される学校づくりを進めることが大切である。

(4) 事故の防止

教職員は、教育活動のあらゆる場面において、常に児童生徒の健康面への配慮や安全確保を図る義務がある。特に身体活動を伴う部活動においては、特段留意していく必要がある。

日頃から指導者と児童生徒の事故防止に対する意識を高め、できる限りの注意を払っていくことが大切である。

ア 発達段階に応じた指導

身体活動を伴う部活動は、体を動かす活動が多いため、けがや事故が起きる可能性が高いと考えられる。また、児童生徒の能力や目標に応じて、より高い水準の技能や記録を目指すことから、思わぬ事故が起きる場合もある。

けがや事故を防ぐためには、顧問が指導技術を高めることは必要だが、児童生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握し、発達段階に十分配慮した段階的・計画的で児童生徒にとって無理のない練習となるように留意する必要がある。また、練習の目的及び内容や効果的な練習方法を児童生徒に伝えることも大切である。

イ 健康状態の把握

部活動を行うにあたり、その日の環境条件や生徒の体調等の確認が必要不可欠である。そして、体調等が優れない場合には、児童生徒が顧問に気軽に申告できるような雰囲気づくりが大切である。特に、近年の温暖化による熱中症への対応は、十分な知識と正確な対応が必要である。

児童生徒には、自らの健康状態について関心や意識を持たせることが大切である。顧問は、児童生徒に適度な休養や栄養の補給に留意させるとともに、活動に際し健康観察を適切に行い、体調が優れない児童生徒に対しては無理をさせず、活動内容を制限させるか休ませるなどの対応が求められる。

ウ ルールの徹底

児童生徒一人一人が、安全に関する知識や技能を身に付けさせ、児童生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守るようにすることが求められる。事故防止のために、それぞれの種目の特性に合わせて練習中や活動中に守るべきルールを定め、年度当初に児童生徒に周知するとともに、機会を捉えて繰り返し確認をすることにより徹底を図ることが必要である。また、必要に応じて掲示物を作成し、示したり、地域・保護者に対しても

協力を依頼したりすることも考えられる。

学校外で活動をしたり、学校外へ移動したりする際の安全指導は、あらかじめ児童生徒全員に徹底する必要がある。学校外で活動する際、顧問もしくは代わりに責任を持てる者がつき、児童生徒だけで活動することがないようにしなければならない。また、学校外での活動においても、活動場所の安全点検を行い、時間帯・人数・運動量等にも十分配慮する必要がある。

大会等で学校外の場所へ移動する際は、顧問等の引率責任者がつくことを基本とし、公共交通機関を利用する際のマナー等については、日頃から十分指導しておくことが大切である。

エ 安全点検

施設や設備の定期的な安全点検は学校保健安全法施行規則で義務付けられており、日常的な安全の確認や点検が求められる。

部活動として、児童生徒に施設や用具を大切に使う意識を高め、習慣的に小さな不備も見落とさない視点を養成することが大切である。また、施設・設備、用具を正しく使用し、事故が起きないように指導する必要がある。

顧問は、施設・設備や用具の管理には万全を期さなくてはならない。万が一、施設・器具に不備や顧問の指導に瑕疵があって、けがや事故が起きた場合の責任は大変大きいものがある。事故の状況によっても、その責任の重さや内容は変わってくるが、民事上の責任、刑事上の責任、行政上の責任、そして賠償責任が問われる場合もあることをあらかじめ知っておくことが望ましい。

オ 事故発生時の対応

事故の予防に努めるとともに、万が一に備え、事故発生時の対応について全職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておくことが重要である。年度当初に、フローチャートを含むマニュアルを作成し、定期的に見直しをすることも大切である。また、けが人や病人の発生から手当てや管理職への報告、医療機関や保護者へ連絡、記録の保存等の校内体制について、職員間で共通理解を図ることも必要である。

AEDを含む応急処置などの対応については、職員が正確に行えるようにすることが必要である。また、校外での活動においてもAEDの場所を必ず確認し、大会等では児童生徒のみならず観客者等にも周知することが重要である。

【活動するにあたって提出する書類】

() 部年間計画

年間活動目標

--

月	大会等及び目標
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

特記事項

--

対外試合 申請書

部活動名	
日時	月 日 () <時間> : ~ :
試合名	☐ 練習試合 ☐ 合同練習 ☐ 大会 ⇒ 大会名【 】
会場	
移動手段	☐ 公共交通機関 ⇒ 【出発駅】 鎌ヶ谷駅 鎌ヶ谷大仏駅 ()駅 【到着駅】 駅 【交通費】 片道 円 ☐ 自転車・徒歩 ☐ 貸切バス ☐ その他 ⇒ 方法【 】
引率教員	印

承認	校長	教頭
----	----	----

※申請は試合の3日前までに教頭先生へ行ってください

部活動（延長願・特別練習願）

部活動名							
大会名							
主催							
大会日時	令和 年 月 日（ ）、 日（ ）						
延長期間 特練期間	月 日（ ）～ 月 日（ ）						
<u>顧問名</u> <u>印</u>							
承認	部活動担当				生徒指導主任		
校長		教頭		教頭		教務	

[illegible]